

羽生市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

1 自立支援教育訓練給付金事業とは

就職するために有効な資格取得のため、指定された教育訓練を受講したひとり親家庭の母または父に給付金を支給します。

2 支給対象者

次のすべての要件を満たしていること

- ▽ ひとり親家庭の母または父であること
- ▽ 母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている者であること
- ▽ 事前相談を行い、適職につくために必要であると認められること
- ▽ 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

3 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

- ▽ 「厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム」で検索できます。

4 支給額

【一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の指定講座の場合】

- ▽ 対象講座の受講料の60%相当額
(上限額200,000円、12,000円を超えない場合は支給されません)

【専門実践教育訓練給付金の指定講座の場合】

- ▽ 対象講座の受講料の60%相当額
(上限は、修業年数×40万円、160万円を越える場合は160万円、12,000円を超えない場合は支給されません)

【専門実践教育訓練給付金の指定講座を受講し、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に資格取得かつ就職した場合】

- ▽ 対象講座の受講料の85%相当額
(上限は、修業年数×60万円、240万円を越える場合は240万円、12,000円を超えない場合は支給されません)

※雇用保険制度による教育訓練給付金の受給資格がある場合

上記の額から雇用保険制度から支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額が支給されます。

5 申請方法

給付金を受けるためには、対象講座へ申込をする前にこども家庭課で事前面談を受け、講座指定申請を行う必要があります。

6 申請手順

受講前

【1】お近くのハローワークにて相談
教育訓練給付金支給要件照会を行っていただき、一般教育訓練給付金を受けることができるか確認してください。

【2】羽生市役所こども家庭課にて①事前面談→②対象講座の指定申請

必要書類 ▽申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本

▽マイナンバーが分かるもの（申請者本人分）

▽受講予定講座のパンフレットなど（講座名、金額、内容等が分かるもの）

▽自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（母子・父子自立支援プログラムの写し等もしくは、事前面談にて書類作成）

【3】審査・決定
対象講座指定通知書が送付されます。

受講

【4】受講開始
受講を取りやめた場合、ひとり親でなくなった場合は、速やかにこども家庭課までご連絡をお願いします。給付金は支給されません。

【5】受講修了

【6】給付金申請
受講修了後30日以内に支給申請書などを提出する必要があります。

必要書類 ▽対象講座指定通知書

▽教育訓練施設の長が発行する教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

▽申請者本人が支払った教育訓練経費の領収書

▽教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類

▽申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本

▽申請者名義の預金通帳等の写し（見開き1ページ目）

▽自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（母子・父子自立支援プログラムの写し等もしくは、事前面談にて書類作成）

【7】審査・決定
自立支援教育訓練給付金支給決定通知書が送付されます。

【8】給付金の請求
給付金請求書をこども家庭課に提出します。

【9】給付金の支給
指定された口座にお振り込みします。

修了後

【問合せ先】

羽生市 こども家庭課 こども家庭係
電話：048-561-1121
（内線193～196）